

任意継続組合員の皆さまへお知らせ

任意継続組合員の期間(2年間)が満了になる方につきましては、満了日の翌日から「他の健康保険制度」に加入しなければなりません。

その加入手続きの際に必要となる「資格喪失証明書」を、期間満了日までにご自宅へ郵送いたしますのでご確認いただき、紛失しないよう大切に保管してください。

期間満了後は、保険証(任意継続組合員証、限度額適用認定証、任意継続組合員被扶養者証、高齢受給者証、特定疾病療養受領証など)を速やかに返納してください。

※期間満了後に保険証を提示して医療機関等へ受診した場合は、不正受診となり、医療費を返還いただくことになりますのでご注意願います。

共済組合からの
郵送物は必ず
ご確認ください!

